

## 様式第 2 号(第 7 条関係)

## 会議の開催結果

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議の名称             | 令和 4 年度さいたま市地域公共交通協議会 第 3 回バス専門部会                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2 会議の開催日時           | 令和 5 年 1 月 30 日 (月) 14 時 00 分～16 時 30 分                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 会議の開催場所           | 岩槻駅東口コミュニティセンター3 階 ワッツルーム AB                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4 出席者名              | 鈴木 文彦 委員、中村 浩幸 委員、山科 和仁 委員 (代理)、<br>関根 康洋 委員、関根 肇 委員 (代理)、藤田 貢 委員、<br>美濃浦 優孝 委員、家崎 清子 委員、中野 勇 委員、<br>松本 敏雄 委員、高桑 稔 委員、小幡 道宏 委員、<br>高田 博 委員、戸村 順子 委員、本多 建雄 委員                                                                                                                  |
| 5 欠席者名              | 日置 岳人 委員                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 6 議題及び公開又は<br>非公開の別 | (議事)<br>(1) コミュニティバス等の利用者数・収支率の取扱いについて<br>(2) コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について<br>(3) 桜区大久保・中央区西与野地区乗合タクシーの運行ルート変更<br>について<br>(4) コミュニティバス運賃について<br>(報告)<br>(1) 柏崎・美幸町地区 AI デマンド交通について<br>(2) AI オンデマンド実証事業(第 3 期)「みその RED タクシー」に<br>ついて<br>(3) 協議事項等の照会について<br><br>(公開又は非公開の別)<br>公開 |
| 7 非公開の理由            | —                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 8 傍聴者の数             | 1 名                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 9 審議した内容            | (1) コミュニティバス等の利用者数・収支率の取扱いについて<br>(2) コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について<br>(3) 桜区大久保・中央区西与野地区乗合タクシーの運行ルート変更<br>について<br>(4) コミュニティバス運賃について                                                                                                                                              |
| 10 問合せ先             | 都市局 都市計画部 交通政策課<br>電話番号：048-829-1054                                                                                                                                                                                                                                          |
| 11 その他              |                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

バス2

## (1) コミュニティバス等のコンセプト 【現行ガイドラインp.2】

## ①背景、課題

- ・さいたま市の地域公共交通計画基本方針【目指す将来像】(案)
- 市民の日常生活における移動手段の確保
- 便利で、利用され、魅力的なまちを支え続ける公共交通ネットワークの構築
- 持続可能な公共交通ネットワークの実現

## ②論点

**論点** 補完交通としてのコミュニティバス等はどうなるべきか。

## ③今後の検討方針

- 方向性1** コミュニティバス等の利用状況の把握
- 方向性2** さいたま市全体の交通体系のあり方の確認
- 方向性3** 補完交通としての役割の確認

## (2) 検討対象地域 【現行ガイドラインp.4】

## ①背景、課題

- ・検討対象地域外の要望・ニーズに答えられない。
- ・高齢化の進展により、基準となる距離(駅まで1km)の移動は遠い、という意見がある。
- ・検討対象地域以外も、コミュニティバス等による導入の対象とすべきではないか。

## ②論点

**論点** 検討対象地域はどうすべきか。

## ③今後の検討方針

**方向性** 現行ガイドラインでの検討対象地域の要件を継続する。  
(検討対象地域外でも、他の交通モードで対応する方策の検討を継続する。)

## (3) サービス方針 【現行ガイドラインp.5】

## ①背景、課題

- ・運賃を100円や無料で値下げすべきではないか。
- ・運行頻度を増やすべきではないか。
- ・運行時間帯・曜日を拡大すべきではないか。

## ②論点

- 論点1** 運賃(コミュニティバス：対キロ区間制、乗合タクシー：定額制)の妥当性は。
- 論点2** 運行頻度(1時間に1本程度)の妥当性は。
- 論点3** 運行時間帯・曜日(7時台～18時台、平日運行)の妥当性は。

## ③今後の検討方針

**方向性** 見直しの必要性の検討

## (4) 検討主体・役割分担 【現行ガイドラインp.6】

## ①背景、課題

- ・市として、政策的にコミュニティバス等を導入すべき、という意見がある。
- ・高齢化が進む中、市民(地域の方々)の担う役割について、負担を感じる、という意見がある。→組織の立ち上げ、地域ニーズのとりまとめ、運行計画素案の作成、合意形成など。
- ・事業者の運転手不足により、運営の課題などが生じている(全国的な課題)。

## ②論点

**論点1** だれが主体的に検討するべきか。

**論点2** 関係者それぞれの役割分担はどうすべきか。

## ③今後の検討方針

- 方向性1** 市民(地域の方々)が主体となった取組みについて、現行の考え方の妥当性の確認  
および見直しの必要性の検討
- 方向性2** 役割分担のあり方の検討

## (5) 運行継続・改善・廃止の判断指標 【現行ガイドラインp.25、33、45、49】

## ①背景、課題

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた外出自粛、生活様式の変化により、利用者数、収支率が低下している。
- ・コミュニティバス等の複数路線の導入が進んでいるが、今後導入する地域の中には、需要確保が難しい地域も多く発生することが考えられる。(収支率確保が困難となることも考えられる)
- ・収支率以外の指標(利用者数、利用者密度等)を検討すべきではないか、という意見がある。

## ②論点

**論点1** 運行基準(収支率40%)はどうすべきか。

**論点2** コロナ禍など非常時の利用減少に対して、運行基準をどのように扱うべきか。

**論点3** 収支率以外の指標は必要か。

## ③今後の検討方針

- 方向性1** コミュニティバス等の利用状況の把握
- 方向性2** さいたま市全体の交通体系のあり方の確認
- 方向性3** 補完交通としての役割の確認

## コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

## (3) サービス方針

## ○背景、課題

- ・運賃を100円や無料に値下げすべき、という意見もある。
- ・運行頻度を増やすべき、という意見もある。
- ・運行時間帯・曜日を拡大すべき、という意見もある。

## ○論点

**論点1** 運賃（コミュニティバス：対キロ区間制、乗合タクシー：定額制）の妥当性は。

**論点2** 運行頻度（1時間に1本程度）の妥当性は。

**論点3** 運行時間帯・曜日（7時台～18時台、平日運行）の妥当性は。

## ○検討の流れ

**方向性** 見直しの必要性の検討

## ○現行ガイドラインでのサービス方針

|           |                                                                                                                                                                                      |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 運賃体系   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスは、路線バスと同様の<b>対距離運賃</b>を基本とします。</li> <li>・乗合タクシーは、<b>定額制</b>を基本とします（運行計画により設定）。<br/>[障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額（10円未満切り上げ）。]</li> </ul> |
| 2) 運行頻度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行間隔は<b>1時間に1本程度</b>を基本とします。<br/>[毎時間同じ時刻（毎時同分）に発着する「ラウンドダイヤ」が覚えやすく便利です。]</li> </ul>                                                         |
| 3) 時間帯    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>7時台～18時台</b>までの運行を基本とします。</li> </ul>                                                                                                      |
| 4) 運行日    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>平日運行</b>を基本とします。<br/>[休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。]</li> </ul>                                                           |
| 5) 運行システム | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>コミュニティバス</b>、または<b>乗合タクシー</b>などとします。<br/>[地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定します。]</li> </ul>                                               |

現行ガイドラインp.5より

## ○サービス方針に関する委員意見（R4年度第2回バス部会より）

| 設問      | 項目         | 妥当 | 変更すべき | その他 |
|---------|------------|----|-------|-----|
| 問2-1 1) | 運賃体系について   | 11 | 1     | 1   |
| 問2-1 2) | 運行頻度について   | 12 | 1     | 0   |
| 問2-1 3) | 時間帯について    | 12 | 1     | 0   |
| 問2-1 4) | 運行日について    | 12 | 1     | 0   |
| 問2-1 5) | 運行システムについて | 13 | 0     | 0   |

(R4年9月委員意見照会結果)

- ・現行ガイドラインでのサービス方針について、基本事項として示されており、地域の状況によって対応できることも踏まえ、**妥当とご意見が多数**であった。

## 【意見の紹介】

## ●運賃体系について

- ・路線バス網の運賃体系に合わせた運賃制度は適切、対価水準も妥当
- ・既存の交通機関に与える影響が少ない考え方とするべき
- ・もう少し高くても良い

## ●運行頻度について

- ・利用実態に即した運行頻度となっている
- ・利用状況と運行ダイヤのバランスを考える事が必要
- ・地域特性に応じて柔軟に設定すべき

## ●時間帯について

- ・既存の公共交通機関に影響を与えない時間帯が妥当、タクシーへの影響も踏まえて妥当
- ・利用実態に即した時間帯となっている
- ・運行時間帯を延長すべき

## ●運行日について

- ・他自治体でも土休日は利用者が少なく収支が難しい
- ・土日の需要が見込める場合には、土日の運行も可とする現行の取扱いでよい
- ・利用客の状況に応じて検討すべき

## ●運行システムについて

- ・既存の交通事業者を利用している点で、安定性や安全性・信頼感ともに満たしている
- ・各地域のニーズと合わせて運行システムも設定されている

## ○委員意見を踏まえたガイドラインの改定方向性

## 【検討結果】

○現行ガイドラインのサービス方針の設定を継続する。

- ・サービス方針は、市全体として一定の基準を設けつつ、各地域・各路線の需要や特性に合わせて決定するものとしています。コミュニティバス等は補完交通や共存共栄等のコンセプトに基づく中で、サービス方針を基本としながら地域や路線ごとに検討できるものとしています。

## コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

### (4) 検討主体・役割分担

#### ○背景、課題

- ・市として、政策的にコミュニティバス等を導入すべき、という意見もある。
- ・高齢化が進む中、市民（地域の方々）の担う役割について、負担を感じる、という意見もある。→組織の立ち上げ、地域ニーズのとりまとめ、運行計画素案の作成、合意形成など。
- ・事業者の運転手不足により、運営の課題などが生じている（全国的な課題）。

#### ○論点

論点1 だれが主体的に検討するべきか。

論点2 関係者それぞれの役割分担はどうするべきか。

#### ○検討の流れ

方向性1 市民（地域の方々）が主体となった取組みについて、現行の考え方の妥当性の確認および見直しの必要性の検討

方向性2 役割分担のあり方の検討

#### ○現行ガイドラインでの検討方針・役割分担

**市民** 地域公共交通について問題意識を持ち、**主体的に検討**

《役割》

- ・地域組織の立ち上げ
- ・地域情報、道路状況の把握
- ・アンケート調査への協力
- ・運行内容の周知
- ・利用促進の取組・継続
- ・地域ニーズの把握、要望とりまとめ
- ・運行計画素案の作成
- ・沿線住民への説明、合意形成
- ・積極的な利用

3者の協働による  
持続可能な地域交通の実現

**市** 検討の技術的・財政的支援

《役割》

- ・地域組織立ち上げのアドバイス
- ・道路状況の調査・アンケート調査の実施
- ・需要推計、収支試算
- ・関係機関との調整
- ・運行事業者の選定
- ・法定協議会の開催

**事業者** 運行・助言

《役割》

- ・運行計画に対するアドバイス
- ・事業許可申請
- ・実証運行
- ・本格運行
- ・利用者増、経費削減の努力

現行ガイドラインp.6より

#### ○検討主体・役割分担に関する委員意見（R4年度第2回バス部会より）

- ・ **行政・地域住民がお互いに助け合える仕組み**を作っておくべきではないか。
- ・ **マイバス意識**を持つこと、**地域で意識をもって利用すること**が大事である。
- ・ 取り組む側の意識や発信力が盛り上がっていない状況もあるのではないか。
- ・ 実態を知ること、地域特性に合ったシステムの検討をしていくということが必要ではないか。

#### ○委員意見を踏まえたガイドラインの改定方向性

#### 【検討結果】

#### ○現行ガイドラインの検討主体・役割分担の設定を継続する。

- ・ 市民、市、事業者の検討方針、役割分担について継続します。
- ・ 地域ごとの取組意識や発信力が継続されるような取り組みの工夫、より関係者が助け合える工夫や意識づくりが必要であり、このことについても地域への支援を行います。
- ・ 地域と市の連携により、地域特性に合った運行計画の提案を継続していく。
- ・ なお、地域住民の負担軽減の必要性も課題認識としてあるため、3者の協働体制や相互支援を強化し進めるものとします。

#### 【参考】関係者へのヒアリングで得られた意見（R3年実施）

|                    | 肯定的な意見                                                                                                      | 課題意識                                                                                                                           |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域住民               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザインや愛称を自分で定めるなど、愛着につながる</li> <li>・ 地域ニーズにあった停留所の設定ができる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主体の活動が負担</li> <li>・ 沿線自治会の同意に大変な労力</li> <li>・ 組織の高齢化や自治会加入率低下、次代への引継ぎが課題</li> </ul> |
| コミュニティバス等<br>運行事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の役割分担で概ね問題ない</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域組織に対するバックアップが必要</li> <li>・ 利用促進は地域住民の積極性が必要</li> <li>・ 運行改善には市の理解・協力が必要</li> </ul>  |

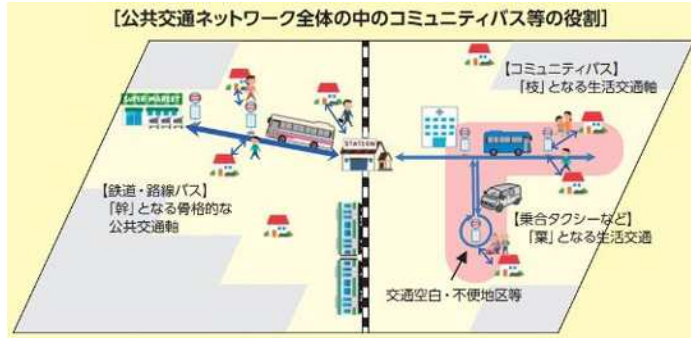
# コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について

## (1) コミュニティバス等のコンセプト

鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成を果たすため「路線バスが不十分な地域へ導入する補完交通」という位置づけを維持します。

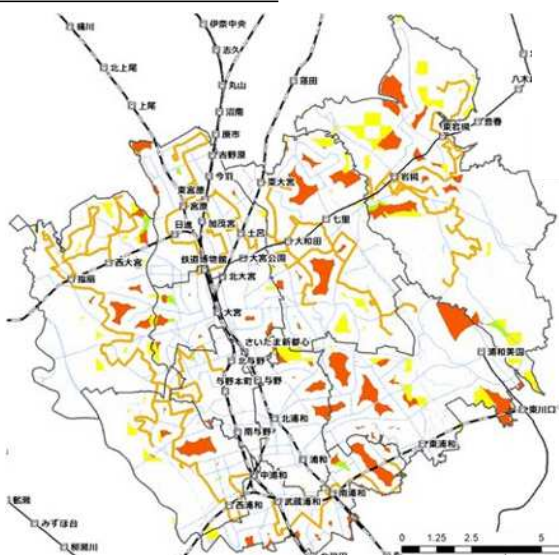
また、地域ニーズに応じた共存共栄が可能な交通モデルの構築へ向け、地域への支援を行います。

- ・鉄道や路線バスを補完し、地域内の公共交通ネットワークを形成
- ・交通空白地区・交通不便地区等の解消
- ・駅、病院、商店街（スーパー、商業施設等含む）、金融機関、区役所などの生活関連施設へのアクセス
- ・利用者と市が費用分担する持続可能な地域交通サービス
- ・地域ニーズに応じた共存共栄が可能な交通サービス



※本ガイドラインにおける公共交通とは「定められた停留所・ダイヤで、不特定多数の人が乗り合わせ、日常移動に用いる交通手段」と定義し、特定の個別輸送とは区分します。

## (2) 検討対象地域 (R4年10月時点)



- 路線バス
- コミュニティバス・乗合タクシー
- **交通空白地区**：市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区
- **交通不便地区**：市街化区域内で、路線バス停留所（24便/日未満）から300mのサービス圏域内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区
- **市街化調整区域内の既成市街地**：市街化調整区域内で、H27国勢調査時点の人口密度が2,000人/km<sup>2</sup>以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス（24便/日以上）・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区

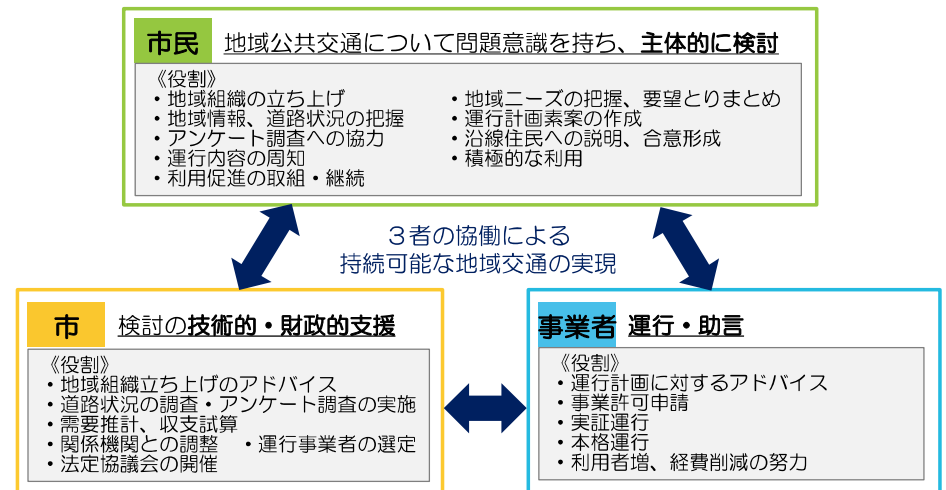
※地域特性に応じ、他の交通モード等（AIデマンド交通、ボランティア運送等）の導入可能性の検討を継続する。

## (3) サービス方針

コミュニティバス等のサービス方針は、下記のとおり定めました。この方針は、サービス水準の目安であり、地域にとって使いやすく、コンセプト（補完交通、共存共栄）に適した内容であれば、柔軟に設定することができます。

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 運賃体系   | ・コミュニティバスは、路線バスと同様の対距離運賃を基本とします。<br>・乗合タクシーは、定額制を基本とします（運行計画により設定）。<br>[障害者、子供(小学生)については、大人運賃の半額(10円未満切り上げ).] |
| 2) 運行頻度   | ・運行間隔は1時間に1本程度を基本とします。<br>[毎時間同じ時刻(毎時同分)に発着する「ラウンドダイヤ」が覚えやすく便利です。]                                            |
| 3) 時間帯    | ・7時台～18時台までの運行を基本とします。                                                                                        |
| 4) 運行日    | ・平日運行を基本とします。<br>[休日については、沿線の主要施設等への交通ニーズを調査して、需要が見込める場合に検討します。]                                              |
| 5) 運行システム | ・コミュニティバス、または乗合タクシーなどとします。<br>[地域ニーズや道路状況、車両定員数などを考慮して、運行計画により設定します。]                                         |

## (4) 検討主体・役割分担





### 背景

- ・ 市内路線バスの運賃改定
- ・ 委員からの発意  
(R4第2回地域公共交通協議会)
- ・ 協議会長からの付託

### 議事事項

- ・ コミュニティバス運賃改定に係る検討事項の確認
- ・ 次回検討時に必要な資料

### 現状整理

- ✓ コミュニティバス等のコンセプト
  - ・ 競合しないよう配慮した計画が必要  
(路線バスの補完交通)
  - ・ 現在は同等の運賃水準  
→ 路線バスの運賃改定後、相対的に安価に
- ✓ サービス方針 (運賃体系)
  - ・ 路線バスと同様の対距離運賃
  - ・ 運賃は柔軟に設定することが可能
  - ・ 協議会での協議によって運賃決定
- ✓ 収支率 (R4予測値)
  - ・ 西 区 1 8 %    ・ 南 区 2 5 %
  - ・ 北 区 4 0 %    ・ 見沼区 2 0 %
  - ・ 桜 区 2 2 %    ・ 岩槻区 3 6 %

### 今後の予定 (案)

- ✓ 次回以降の検討事項
  - ・ コミュニティバス運賃改定の要否
    - a) 運賃維持
    - b) 同一事業者が運行する路線の運賃改定
    - c) 市内全 6 路線の運賃改定
- ✓ バス専門部会への提示資料
  - ・ 利用状況
  - ・ 路線バス運賃改定後に価格差が生じる  
コミュニティバス路線 (区間) の整理
  - ・ 運賃改定による利用者への影響  
(利用頻度、収支率への影響など)
  - ・ 他都市コミュニティバスの運賃改定状況
  - ・ 路線バスの運賃改定状況

#### [改定する場合]

- ・ 改定対象とする路線
- ・ スケジュール
- ・ 利用者への周知方法

## 柏崎・美幸町地区 AI デマンド交通について

### 1. 乗入実験について

令和3年度4月から実証実験をしている柏崎・美幸町地区 AI デマンド交通について、令和4年10月3日～11月29日の2か月間、美幸町地区から岩槻駅等への乗入実験を実施した。概要を以下に示す。

#### 乗入実験の概要

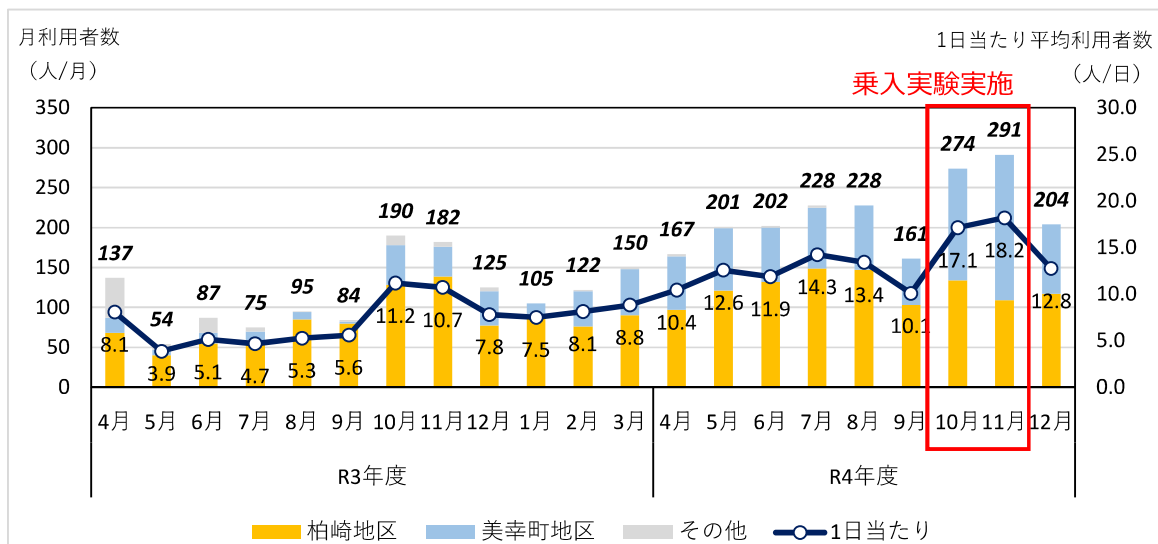
|          |                                                                                                                                                                                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施の背景・経緯 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験開始以前から美幸町地区から岩槻駅への乗入れ要望は多かった。</li> <li>・「補完交通」として導入しており、他の交通事業者との競合を避けるため岩槻駅へ乗入れをしていない。</li> <li>・関係者間で調整が整ったことから、定められた期間内で実験的に実施することとなった。</li> </ul> |
| 実施期間     | 令和4年10月3日～11月29日（2か月間）／ 運行日数 32 日間                                                                                                                                                                |
| 乗入実験停留所  | <p>「岩槻駅東玉前」<br/>「岩槻タクシー」</p>  <p>▼:乗入実験停留所</p> <p>岩槻タクシー</p>                                                   |

### 2. 利用状況

#### 1) 利用者数の推移

月別利用者数と1日当たり平均利用者数の推移を以下に示す。

乗入実験の実施により、令和4年10月・11月の利用者数は増加した。



## 2) 利用者数の推移(地区別)

地区別の利用者数の推移を以下の表に示す。

乗入実験の実施により、美幸町地区の利用者は令和4年9月の58人から令和4年10月は140人、令和4年11月は182人と大きく増加した。柏崎地区の利用者については、令和4年9月からは増加がみられたものの、乗入実験実施前の利用状況の水準と大きく変わっていない。

| 居住地区  | R3年度 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |     | R4年度 |     |     |     |     |     |     |     |     |  |  |  |
|-------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
|       | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 4月   | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 |  |  |  |
| 柏崎地区  | 68   | 40 | 55 | 58 | 85 | 80 | 128 | 139 | 77  | 91  | 76  | 90  | 97   | 121 | 132 | 149 | 147 | 103 | 134 | 109 | 117 |  |  |  |
| 美幸町地区 | 19   | 7  | 13 | 12 | 9  | 2  | 50  | 37  | 43  | 14  | 44  | 58  | 67   | 78  | 68  | 76  | 81  | 58  | 140 | 182 | 87  |  |  |  |
| その他   | 50   | 7  | 19 | 5  | 1  | 2  | 12  | 6   | 5   | 0   | 2   | 2   | 3    | 2   | 2   | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |  |  |  |
| 計     | 137  | 54 | 87 | 75 | 95 | 84 | 190 | 182 | 125 | 105 | 122 | 150 | 167  | 201 | 202 | 228 | 228 | 161 | 274 | 291 | 204 |  |  |  |

## 3) 収支率(推計)

実証期間を通じた収支率(推計)を以下に示す。

乗入実験期間中は他の期間と比較し収支率が高くなっていた。

|                                    | 運行経費<br>(車両購入費除く) | 運賃収入          | 市補助<br>(想定)    | 収支率<br>(想定) |
|------------------------------------|-------------------|---------------|----------------|-------------|
| 乗入実験前<br>(R4年4月～R4年9月 平均)          | 985,835           | 52,273        | 933,563        | 5.3%        |
| <b>乗入実験期間中<br/>(R4年10月・11月 平均)</b> | <b>985,835</b>    | <b>77,591</b> | <b>908,244</b> | <b>7.9%</b> |
| 乗入実験後<br>(R4年12月)                  | 985,835           | 53,909        | 931,926        | 5.5%        |
| <b>R4年4月～R4年12月 平均</b>             | <b>985,835</b>    | <b>58,081</b> | <b>927,754</b> | <b>5.9%</b> |

※R4年4、5月の運賃収入は利用者数×運賃300円÷1.1(税抜)として算出  
 ※運行経費はR4年度交付申請をベースに月当たり換算したものを使用

## 4) 停留所別の利用状況について

乗入実験停留所の乗降回数を以下に示す。

岩槻駅東玉前の乗降回数は全停留所中最も多く、割合としては約3割を占めていた。

| 停留所    | 10月 |      | 11月 |      | 10月・11月計 |      |
|--------|-----|------|-----|------|----------|------|
|        | (回) | 割合   | (回) | 割合   | (回)      | 割合   |
| 岩槻駅東玉前 | 170 | 31%  | 187 | 32%  | 357      | 32%  |
| 岩槻タクシー | 0   | 0%   | 0   | 0%   | 0        | 0%   |
| 全停留所計  | 548 | 100% | 582 | 100% | 1130     | 100% |



### 【第3期実証運行】「みそのREDタクシー」実施概要（R5.1.16～）

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運 行 期 間 | R4.10.24(月)～R4.12.28(水)、R5.1.4(水)～R5.2.12(日)（計 106 日間）<br>※R4.12.29(木)～R5.1.3(火)は運休                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 運 行 時 間 | 平日 7:00～21:00／土・日・祝日 9:00～18:00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 運 行 範 囲 | 浦和美園駅周辺（乗降場所 47 箇所）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 運 行 車 両 | 運転手除く 6 人乗り（平日 2 台／土・祝日 2 台／日曜日 1 台）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 予 約 方 法 | スマートフォンアプリもしくは電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 予 約 範 囲 | 20 分後～3 日後の乗車予約（出発希望日時もしくは到着希望日時を任意指定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 乗車券種別等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回乗車：大人 300 円／子ども 150 円</li> <li>・ 定額乗車券：30 日乗り放題券 大人 3,000 円／子ども 1,500 円<br/>：15 日乗り放題券 大人 1,800 円／子ども 900 円<br/>：おやこ 1 日周遊券 400 円</li> <li>・ 回数券（6 回分）：大人 1,500 円／子ども 750 円</li> </ul> ※支払方法<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回乗車：乗車時に現金払い／アプリ又は紙チケットの事前購入</li> <li>・ 定額乗車券及び回数券：アプリ又は紙チケットの事前購入</li> </ul> |

### 【途中経過】延べ利用者数（R5.1.15 時点）

| 運行日                                                        | 利用者数           | 1 日平均         |
|------------------------------------------------------------|----------------|---------------|
| R4.10.24(月)～R5.1.15(日)(78 日間)<br>※R4.12.29(木)～R5.1.3(火)は運休 | <b>2,146 人</b> | <b>27.5 人</b> |
| うち平日(53 日間)                                                | 1,287 人        | 24.3 人        |
| うち土日祝(25 日間)                                               | 859 人          | 34.4 人        |

《参考》

【第1期実証運行】 R3.3.29(月)～R3.4.25(日)（計 28 日間）

延べ利用者数 479 人（17.1 人／日）

【第2期実証運行】 R3.12.13(月)～R3.12.28(火)、R4.1.6(木)～R4.2.13(日)（計 55 日間）

※R3.12.29(水)～R4.1.5(水)は運休

延べ利用者数 1,702 人（30.9 人／日）

## 実証期間中の改善点

### ① 運行台数及び時間の変更

利用者より平日の予約が取りにくいとの意見が多数出たため、利用者数の増加を狙い変更するもの。

変更前

|      |                 |
|------|-----------------|
| 平日   | 7時～21時（休憩2時間）1台 |
| 土・祝日 | 9時～21時（休憩1時間）2台 |
| 日曜日  | 9時～18時（休憩1時間）2台 |



変更後

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 平日   | 7時～21時（休憩2時間）1台・12時～19時（休憩1時間）1台 計2台 |
| 土・祝日 | 9時～18時（休憩1時間）2台                      |
| 日曜日  | 9時～18時（休憩1時間）1台                      |

対象期間 実施期間のうち令和5年1月16日（月）～2月12日（日）の28日間

### ② 乗降場所の追加

実証開始時に調整中であった箇所及び協賛パートナーへの特典により乗降場所を追加するもの。

運行開始時 42箇所→令和5年1月時点 **47箇所**

#### ・実証開始時に調整中であった乗降場所の設置

⑳三園(Me at SoNo)前

㉔リズム幼稚園前

#### ・12月分より協賛特典としての設置

㉕増田内科クリニック

㉖ホワイトリーフデンタルクリニック

#### ・1月分より協賛特典としての設置

㉗桑原歯科医院

## 協議事項等の照会

令和4年度さいたま市地域公共交通協議会 第3回バス専門部会

### 1. 照会の趣旨

本市では、さいたま市地域公共交通協議会及び各専門部会における議論の活性化や情報共有を目的に、事前に議題に対する意見等、協議事項並びに報告事項について、委員の皆様には照会するものです。

また、いただいた協議事項等については、当該委員から協議会の中で御説明いただくとともに、会議資料は委員と事務局で調整させていただきます。

お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、1月23日(月)までに、メール等で御意見いただけますようお願いいたします。なお、協議会当日に、本照会に記載のない事項の発言を妨げるものではございません。

※御意見等がない場合は連絡不要でございます。

### 2. 議題に対する意見等

令和4年度第3回バス専門部会では、下記に示す様な議題を予定しております。

| 議題番号 | 議題（予定）                                                                                     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | コミュニティバス等の利用者数・収支率の取扱いについて<br>（主な内容）<br>・ コミュニティバス・乗合タクシーの11月分までの利用状況の報告<br>・ R5年度の収支率の取扱い |
| (2)  | コミュニティバス等導入ガイドラインの改定について<br>（主な内容）<br>・ 「サービス方針」「検討主体・役割分担」についての改定方針の決定                    |
| (3)  | 桜区大久保・中央区西与野地区乗合タクシーの運行ルート変更について<br>（主な内容）<br>・ 背景・経緯<br>・ ルート変更案                          |
| (4)  | コミュニティバス運賃について<br>（主な内容）<br>・ 協議の進め方の確認                                                    |
| (5)  | 報告事項<br>（主な内容）<br>・ 柏崎・美幸町地区 AI デマンド交通について<br>・ 美園地区 AI デマンド交通サービス実証事業について                 |

議題に対する意見等を以下のシートに御記載ください。

|   | 議題番号 | 内容             | 意見等                                |
|---|------|----------------|------------------------------------|
| 例 | (3)  | コミュニティバス運賃について | 他都市の動向を知りたい                        |
| 1 | (4)  | コミュニティバス運賃について | 路線バス運賃改定が実施された場合の課題をわかりやすく整理してほしい。 |
| 2 |      |                |                                    |
| 3 |      |                |                                    |

### 3. 協議事項

協議事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。以下の事項はさいたま市地域公共交通協議会バス専門部会設置規程におけるバス専門部会の所掌事務を示しておりますので、御参考としてください。

第2条 部会は、次に掲げる事務について専門的な協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- (2) その他部会が必要と認める事項

|   | 内容                           | 理由                        | 公開・非公開 |
|---|------------------------------|---------------------------|--------|
| 例 | コミュニティバスと乗合タクシー以外の交通モードの導入検討 | 地域ニーズに応じた交通モードの検討が必要となるため | 公開     |
| 1 |                              |                           |        |
| 2 |                              |                           |        |
| 3 |                              |                           |        |

#### 4. 報告事項

報告事項について、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

|   | 内容              | 理由                                                                                              | 公開・非公開 |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 例 | 株式会社●●の●●事業について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに●●事業を立ち上げたため</li> <li>・▼▼に伴い■●事業の見直しを行うため</li> </ul> | 非公開    |
| 1 |                 |                                                                                                 |        |
| 2 |                 |                                                                                                 |        |
| 3 |                 |                                                                                                 |        |

#### 5. その他意見など

その他意見などございましたら、内容とその理由を、以下のシートに御記載ください。

|   | 内容 | 理由 | 公開・非公開 |
|---|----|----|--------|
| 1 |    |    |        |
| 2 |    |    |        |
| 3 |    |    |        |

御協力いただきありがとうございました。